

山形県収入証紙

山形県収入証紙 5600 円分を貼ること。
※証紙同士が重ならないように注意すること。

《記入例》

栄養士免許申請書

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）

有 ☒ 無 ☐

- 2 栄養士法第 1 条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無
（有の場合、違反の事実及び年月日）

有 ☒ 無 ☐

※免許証に併記できるのは、旧姓又は通称名のいずれかです。

- 3 旧姓又は通称名併記の希望の有無（有の場合、併記を希望する旧姓又は通称名）

有 ☒ 無 ☐

海野 花子

希望する場合は「有」に丸をつけ、併記したい旧姓の氏名又は通称名を記入すること。希望しない場合は「無」に丸をつけること。

上記により栄養士免許を申請します。

県名のみ記入すること。

外国籍の方は国籍を記入すること。

令和 3 年 3 月 30 日

申請日を記入。
（和暦）

本籍地都道府県名 （国籍）	山形県	電話 番号	080（ 000 ）0000
住 所	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1		
ふりがな	のはら はなこ		
氏 名	野原 花子	性別	男 ☐ 女 ☒
生年月日	昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 ☐ 西暦 10 年 8 月 9 日		

山形県内の住所を記入すること。
（免許証送付先）

戸籍どおりの文字で記入すること。

西暦は外国籍の方のみ。

（氏名は、戸籍上の文字で記入すること）

山形県知事 殿

添付書類 ※本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードの表面等）を持参（郵送の場合は、コピーを添付）

- （1）栄養士法第 2 条第 1 項に規定する養成施設において 2 年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 73 号）附則第 5 条第 1 項に規定する者であることを証する書類

コピー不可

- （2）申請日前 6 か月以内に発行された戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（戸籍の表示（本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者については国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し）

注）旧姓併記を希望する場合は、併記を希望する旧姓が申請者の旧姓であることが確認できるものであること。

注）通称名併記を希望する場合は、現在の氏名と併記を希望する通称名とを確認できるものであること。

連絡先 住 所 〒

電話番号（平日の日中連絡が取れるもの）

上記と異なる場合のみ記入。